

習志野市国民保護計画 新旧対照表

資料. 1

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
4	<p>(4) 関係機関相互の連携協力の確保 【国民保護法第3条第4項】（略）</p> <p>【指定地方公共機関】京葉瓦斯(株)、新京成電鉄(株)、(社)千葉県トラック協会、(社)千葉県バス協会、千葉テレビ放送(株)など31事業者等</p>	<p>(4) 関係機関相互の連携協力の確保 【国民保護法第3条第4項】（略）</p> <p>【指定地方公共機関】京葉瓦斯(株)、新京成電鉄(株)、(一社)千葉県トラック協会、(一社)千葉県バス協会、千葉テレビ放送(株)など31事業者等</p>	<p>文言整理</p>
8	<p>関東農政局 千葉県拠点</p> <p>1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p> <p>1 災害救助用米穀等の緊急引渡関係</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整</p>	<p>関東農政局</p> <p>1 応急用食料調達・供給支援</p> <p>2 農業用ダム等の安全確保</p> <p>3 NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全確認</p> <p>4 家畜保護による配慮</p> <p>5 農林水産業に係る被害拡大防止</p> <p>6 農林水産業関係施設の応急の復旧</p> <p>7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置</p> <p>8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置</p>	<p>県並びに近隣市計画との整合性の確保</p>
13	<p>イ 千葉県の社会的特性から次のことに留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。</li> </ul>	<p>イ 千葉県の社会的特性から次のことに留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。</li> </ul>	<p>文言整理</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>成田国際空港などは、テロリストの出入国に利用されるおそれがあるとともにも象徴的な攻撃目標となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成田国際空港などは、テロリストの出入国に利用されるおそれがあるとともにも象徴的な攻撃目標となるおそれがある。</li> </ul>	<p>文言整理</p>
19	<p>企業局</p> <p>1 ガス・水道の安定供給に関すること</p> <p>2 武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</p> <p>3 応急資材及び労力の確保に関すること</p> <p>4 所管施設の整備及び点検に関すること</p>	<p>企業局</p> <p>1 ガス・水道の安定供給に関すること</p> <p>2 武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</p> <p>3 応急資材及び労力の確保に関すること</p> <p>4 所管施設の整備及び点検に関すること</p> <p>5 公共下水道の維持管理に関すること</p>	<p>機構改革</p>

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
24	新規	<p><b>2 国との連携</b></p> <p>(1) <b>指定地方行政機関との連携</b>  <u>市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう指定地方行政機関との連携を図るものとする。</u></p> <p>(2) <b>自衛隊との連携</b>  <u>市は、国民保護協議会における協議を通じ連携を図るものとする。</u></p>	<p>県並びに近隣市計画との整合性の確保</p>
25	<p>(4) 県警察との連携</p> <p><u>市長は、</u>自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。</p>	<p>(4) 県警察との連携</p> <p><u>市は、</u>自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。</p>	<p>文言整理</p>
25	<p><b>3 近接市町村との連携</b></p> <p>(1) 国民保護計画の作成等における連携 【国民保護法第35条第4・7・8項】</p> <p><u>市長は、</u>国民保護計画を作成又は変更する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。また、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。</p>	<p><b>3 近接市町村との連携</b></p> <p>(1) 国民保護計画の作成等における連携 【国民保護法第35条第4・7・8項】</p> <p><u>市は、</u>国民保護計画を作成又は変更する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。また、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。</p>	<p>文言整理</p>
28	<p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p> <p><u>また、同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備の検討を踏まえる。</u></p>	<p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p> <p><u>併せて、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</u></p>	<p>県通知  平成29年8月3日  消防国第70号</p>

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
29	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、<u>原則として、安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p>	<p>県通知 平成29年8月3日 消防国第70号</p>
32	<p>(1) 市における訓練の実施 （略）</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>(1) 市における訓練の実施 （略）。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部、自衛隊等との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>県通知 平成29年12月19日 消防国第106号</p>
35	<p><b>新規</b></p>	<p><u>(1) 協定の締結等</u></p> <p><u>市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関その他の運送事業者と協議し、災害時における体制を活用しつつ、これらが、市からの避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めに円滑に反応することができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>県並びに近隣市計画との整合性の確保</p>
35	<p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>県通知 平成29年12月19日 消防国第106号</p>

頁	現行				改正後（案）				改正根拠																																																																																		
36	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 248 342 288">第28条</td> <td data-bbox="342 248 439 288">1号</td> <td data-bbox="439 248 723 288">危険物</td> <td data-bbox="723 248 965 288">総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </table>	第28条	1号	危険物	総務省消防庁		2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省		3号	火薬類	経済産業省		4号	高压ガス	経済産業省		5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省		6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省		7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省		8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省		9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省		10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）		11号	毒性物質	経済産業省	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 217 1160 248">第28条</td> <td data-bbox="1160 217 1256 248">1号</td> <td data-bbox="1256 217 1541 248">危険物</td> <td data-bbox="1541 217 1783 248">総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8号</td> <td>毒劇薬（<u>医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）</u>）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </table>	第28条	1号	危険物	総務省消防庁		2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省		3号	火薬類	経済産業省		4号	高压ガス	経済産業省		5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会		6号	核原料物質	原子力規制委員会		7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会		8号	毒劇薬（ <u>医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）</u> ）	厚生労働省 農林水産省		9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省		10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）		11号	毒性物質	経済産業省	<p>県並びに近隣市計画との整合性の確保</p>
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																								
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																								
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																								
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																								
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																																																																																								
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																																																																								
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																																																																																								
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省																																																																																								
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																								
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																								
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																								
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																								
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																								
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																								
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																								
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																								
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																								
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																								
	8号	毒劇薬（ <u>医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）</u> ）	厚生労働省 農林水産省																																																																																								
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																								
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																								
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																								
39	<p>新規</p>	<p><b><u>2 傷病者搬送体制の整備</u></b></p> <p>県は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、ドクターヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備することとされている。以下に県において記述されている「<u>武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ</u>」を示す。</p> <p>なお、消防機関においては、大規模事故体制のもと有効資機材等を活用し、トリアージ、応急処理等を実施したあと、適応病院へ搬送体制をとるものとする。</p> <p>※県計画同様の図を記載</p>	<p>県並びに近隣市計画との整合性の確保</p>																																																																																								

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
4 8	<p>都市環境部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>2 河川、海岸保全施設に関する事</li> <li><u>3 下水道施設等の点検整備及び復旧に関する事</u></li> <li>4 緊急道路等障害物除去路線並びに避難路の確保に関する事</li> <li>5 障害物等の除去及び保管等に関する事</li> <li>6 道路等占有物件の対策に関する事</li> <li>7 土木関係資機材の確保に関する事</li> <li>8 長期避難住宅及び応急仮設住宅に関する事</li> <li>9 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>10 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>11 警戒区域の立ち入り制限若しくは禁止又は退去命令の実務に関する事</li> <li>12 武力攻撃災害によるごみ処理及びし尿処理の準備検討に関する事</li> <li>13 がれきの処理に関する事</li> <li>14 大気及び水質の監視に関する事</li> <li>15 防疫（活動）に関する事</li> <li>16 飲料水の衛生に関する事</li> <li>17 動物の保護等に関する事</li> <li>18 公園施設の災害時の利用に関する事</li> <li>19 仮設トイレの設置に関する事</li> <li>20 倒壊樹木の復旧に関する事</li> <li>21 所管施設の保全に関する事</li> <li>22 その他都市環境部の所管に関する事</li> </ol>	<p>都市環境部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>2 河川、海岸保全施設に関する事</li> <li>3 緊急道路等障害物除去路線並びに避難路の確保に関する事</li> <li>4 障害物等の除去及び保管等に関する事</li> <li>5 道路等占有物件の対策に関する事</li> <li>6 土木関係資機材の確保に関する事</li> <li>7 長期避難住宅及び応急仮設住宅に関する事</li> <li>8 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>9 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>10 警戒区域の立ち入り制限若しくは禁止又は退去命令の実務に関する事</li> <li>11 武力攻撃災害によるごみ処理及びし尿処理の準備検討に関する事</li> <li>12 がれきの処理に関する事</li> <li>13 大気及び水質の監視に関する事</li> <li>14 防疫（活動）に関する事</li> <li>15 飲料水の衛生に関する事</li> <li>16 動物の保護等に関する事</li> <li>17 公園施設の災害時の利用に関する事</li> <li>18 仮設トイレの設置に関する事</li> <li>19 倒壊樹木の復旧に関する事</li> <li>20 所管施設の保全に関する事</li> <li>21 その他都市環境部の所管に関する事</li> </ol>	<p>機構改革</p>

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
49	<p>企業局</p> <p>1 武力攻撃災害時に係るガス・飲料水の確保、供給の準備検討に関すること</p> <p>2 応急給水の総合調整に関すること</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>4 局所有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること</p> <p>5 局施設、財産の点検整備と応急対策及び復旧に関すること</p> <p>6 資機材の調達に関すること</p> <p>7 ガス・水道災害の被害者対策に関すること</p> <p>8 ガス・水道災害の調査・報告に関すること</p> <p>9 所管施設の保全に関すること</p> <p>10 その他企業局の所管に関すること</p>	<p>企業局</p> <p>1 武力攻撃災害時に係るガス・飲料水の確保、供給の準備検討に関すること</p> <p>2 応急給水の総合調整に関すること</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>4 局所有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること</p> <p>5 局施設、財産の点検整備と応急対策及び復旧に関すること</p> <p>6 資機材の調達に関すること</p> <p>7 ガス・水道災害の被害者対策に関すること</p> <p>8 ガス・水道災害の調査・報告に関すること</p> <p>9 所管施設の保全に関すること</p> <p>10 <u>下水道施設等の点検整備及び復旧に関すること</u></p> <p>11 その他企業局の所管に関すること</p>	機構改革
59	<p>① 広報手段</p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、<u>インターネット</u>ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p>	<p>② 広報手段</p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、<u>メール</u>等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p>	文言整理
64	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>県通知 平成29年8月3日 消防国第70号</p>
68、70並びに71	<p>市長→住民 伝達 (<u>サイレン・防災行政無線、その他</u>)</p>	<p>市長→住民 伝達</p>	文言整理

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
78	<p>新規</p>	<p><u>(16) 大規模集客施設等における避難</u>  <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>県通知  平成29年8月3日  消防国第70号</p>
79	<p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<u>困難である。</u>  <u>このため、</u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。  このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。  また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、<u>また、</u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。  このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、</u>すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。  また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>県通知  平成29年12月19日  消防国第106号</p>
93	<p><b>2 県に対する報告</b> 【国民保護法第94条】  市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（安否情報報告書）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>電子メールで</u>県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p><b>2 県に対する報告</b> 【国民保護法第94条】  市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（安否情報報告書）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>安否情報システム等により</u>県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>県通知  平成29年8月3日  消防国第70号</p>

頁	現行	改正後（案）	改正根拠
111	新規	<p>※ <u>特殊標章等の意義について</u>  <u>1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができる、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定にしたがって保護される。</u></p>	<p>県並びに近隣市計画との整合性の確保</p>
その他	<u>かんがみ</u>	<u>鑑み</u>	<p>文言整理  （関連頁：2、5、22、34、44、94、105）</p>
その他	<u>すでに</u>	<u>既に</u>	<p>文言整理  （関連頁：51）</p>
その他	<u>従って</u>	<u>したがって</u>	<p>文言整理  （関連頁：73）</p>
その他	<u>すべて</u>	<u>全て</u>	<p>文言整理  （関連頁：79）</p>